

## 請願陳情について（変更案）

### 目次

- ・ 請願（陳情）書について
- ・ 請願（陳情）書の書き方
- ・ 様式例
- ・ 様式ダウンロード
- ・ 個人情報の取扱いについて
- ・ 過去に出された請願陳情一覧（別ページ）

### 請願（陳情）書について

市政等についての要望等を議会に書面で提出することができます。議員の紹介のあるものを請願、ないものを陳情といいます。

本市議会では、請願、陳情のいずれも委員会で審査し、本会議で採否を決めます。

請願（陳情）書は、市議会事務局においていつでも受付していますが、**市の休日を除き、定例会開会日の5日前の午後5時まで**（※）に受理したものを、その定例会で審議します。

※令和8年第2回定例会より請願（陳情）書の受理期限が変更となります。請願（陳情）書をご提出される方はご注意ください。[受理期限の変更に関するお知らせの詳細はこちらをご参照ください。](#)

別紙に請願（陳情）者の連絡先の電話番号を記載し、必ず添えてください。（郵送または代理者が窓口で請願（陳情）を提出される場合には、請願（陳情）者に、提出の事実確認のため電話連絡をさせていただいております。なお、各定例会の請願（陳情）の受理期限までに請願（陳情）者に提出の事実確認が取れない場合は、提出の事実確認が取れ次第、次定例会以降での取扱いとなりますので、ご注意ください。また、上記の場合以外でも、請願（陳情）提出後にこちらから内容の確認のため電話連絡等させていただく場合がございます。）

定例会は、原則として3月、6月、9月、12月に開かれます。

[令和8年第1回定例会の審議日程についてはこちらをご参照ください。](#)

議会の審議に際して、提出された請願（陳情）を基に請願（陳情）文書表を作成します。

### 請願（陳情）書の書き方

請願（陳情）書は、書面でのみ受け付けます。市議会事務局までご持参されるか、郵送によりご提出ください。

請願（陳情）書には、請願（陳情）の趣旨、提出年月日、請願（陳情）者の住所（法人や任意の団体の場合は、その所在地及び名称）を日本語で記載し、

請願（陳情）者（法人等の場合は代表者）が署名または記名押印をしてください。

請願の場合には、紹介議員の署名または記名押印が必要です。なお、紹介議員は1人でも結構です。

請願（陳情）の趣旨（願意・理由）は、市議会に対し、何を求めるのか、何をしてほしいのかをできるだけ具体的に、また簡明に記載してください。

内容の異なる2つ以上の事項を請願（陳情）される場合は、別々の請願（陳情）書として提出してください。

点字による請願（陳情）書も提出できます。

署名簿を提出される場合は、請願（陳情）の趣旨に対して賛同したことがわかるよう、請願（陳情）書に記載した[願意]・[理由]と署名欄を同一書面内に記載してください。（様式例「●署名簿」をご参照ください）

### 様式例

- 請願（陳情）書



(正)

住 所	氏 名
千葉県船橋市湊町 2-10-25	船 橋 太 郎

※住所欄は「〇〇市（区町村）」からの記載でも可。

住 所	氏 名
千葉県船橋市湊町 2-10-25	船 橋 太 郎
”	” 花 子

※「”」の記載でも可。

住 所	氏 名
千葉県船橋市湊町 2-10-25	船 橋 太 郎
同 上	船 橋 花 子

※「同上」の記載でも可。

(誤)

住 所	氏 名
湊町 2-10-25	船 橋 太 郎

※住所欄で「船橋市」（市（区町村）名）が記載漏れ。

住 所	氏 名
千葉県船橋市湊町 2-10-25	太 郎

※氏名欄で「氏」が記載漏れ。

住 所	氏 名
千葉県船橋市湊町 2-10-25	船 橋 太 郎
	船 橋 花 子

※一住所に対し一氏名のため、下段の住所欄が記載漏れ。

## 様式ダウンロード

- 請願書様式（ワード形式：21キロバイト）
- 陳情書様式（ワード形式：21キロバイト）

## 個人情報の取扱いについて

請願（陳情）文書表に記載される個人情報（住所・氏名等）の取扱いは以下のとおりです。

請願（陳情）文書表には、請願（陳情）者の住所、氏名、団体名等を記載します。

請願（陳情）文書表は、議員、執行機関、傍聴者、報道機関に配付する（※1）ほか、市議会のウェブサイトにも掲載します（※2）。

請願（陳情）文書表は、会議録の巻末にも掲載し（※1）、会議録は、市役所の情報公開コーナー、市議会の図書室、国会図書館、県立図書館、市内図書館、市内公民館、市立小・中・高・特別支援学校にも配付します。

（※1）請願（陳情）者の住所について個人情報に配慮する観点から、令和8年第2回定例会より、傍聴者や報道機関に配付する、また会議録の巻末に掲載する請願（陳情）文書表については、請願（陳情）者の住所の一部（市内の場合は丁目以降、市外の場合は町名以降）をマスキング（黒塗り）します。（令和8年第2回定例会より前の定例会で審議した請願（陳情）は、住所全てを公開する取扱いとしています。）

（※2）市議会のウェブサイトでは、請願（陳情）者の住所、氏名、団体名等は非公開とし、請願（陳情）のタイトルと本文のみを掲載します。